

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日（金）午前9時00分から午前9時52分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	8名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第28号山江村農用地利用集積等促進計画（第4次）に対する意見決定について
 - 日程6 議第29号農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について
 - 日程7 議第30号山江農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について
 - 日程8 その他
 - 日程9 今後の行事
 - 日程10 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いいたします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は8名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和7年5月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

(なしの声)

事務局長

なければ次に進みたいと思います。

次に、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は4番農業委員、5番農業委員をお願いいたします。

次に日程5、議第28号「山江村農用地利用集積等促進計画（第4次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第28号についてご説明をいたします。総会資料の1ページをお開きください。議第28号「山江村農用地利用集積等促進計画（第4次）に対する意見決定について」令和7年山江村農用地利用集積等促進計画（第4次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和7年5月9日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページが意見書の写し、4ページが総括表となっております。5ページから6ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は1

0年、公社と借り手は5年から10年の契約となっています。借り手の経営面積は記載のとおりです。

次に、7ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定が7件で、総面積は11,264㎡でございます。

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。8ページ並びに9ページをご覧ください。(申請内容について説明)。10ページをご覧ください。賃借料の支払いにつきましては、物納で記載のとおりとなっております。11ページから12ページまでに地籍図及び現況写真を付けております。13ページに調査書を付けております。現地調査につきましては、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、5月7日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい、ではご説明いたします。5月7日午前10時10分頃、貸し手の方出席いただいて、借り手の方はお出でいただけなかったようです。それと担当推進委員、事務局長、私の方の現地立会いを行いました。(場所について説明)。それと、もう1筆の方が、(場所について説明)というような所になります。現地につきましては、水稻の耕作準備ができておりまして、引き続き水稻の作付を行うというようなことでございました。問題はないかと思えますけれども皆様の慎重審議の方をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑・意見がないようですので、採決をいたします。
新規設定 1 件 2 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 2 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次の案件につきましては、5 ページの利用権設定状況一覧表をご覧ください。2 番と 3 番の借り手が同一となっておりますので、2 番と 3 番の案件につきましては一括にて審議をしたいと思います。それでは、賃借権の新規設定 1 件 2 筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定 1 件 2 筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。資料飛びますが 1 4 ページ並びに 2 2 ページをご覧ください。(1 件目申請内容について説明)。次に、1 8 ページ並びに 2 2 ページをご覧ください。(2 件目申請内容について説明)。1 5 ページ及び 1 9 ページに地籍図、1 6 ページ及び 2 0 ページに現況写真を載せております。1 7 ページと 2 1 ページがそれぞれ調査書を添付しております。現地調査につきましては、2 件目の貸し手の方、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、5 月 7 日に行っております。なお、1 件目の貸し手の方には電話により確認をしております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。それでは説明いたします。5 月 7 日午前 1 0 時 3 0 分より現地の立会い調査をしてまいりました。(場所について説明)。事務局長と担当推進委員、そして借り手の方、貸し手の方、私、5 名の立会いとなっております。昨年まで作付けされたいですけど、今年から法人の方に貸すということで、一応 W C S の方を作付けする予定であると話を伺っております。問題はないと思いますので審議の程よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませ

	んでしょうか。
担当推進委員	特にありません。
議長	はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。
議長	はい。〇〇委員。
〇〇推進委員	作付けがWCSということなんですけど、これはどこかの畜産農家と契約されてるんですか。
議長	はい。担当農業委員。
担当農業委員	はい。説明いたします。法人の方は以前からWCSを作ってまして、相良にある牧場さんの方と契約をされてますので、たぶんそこと同じ契約をされると思います。よろしいですか。
〇〇推進委員	はい。
議長	他にございませんか。 (なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。 (なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。 (なしの声)
議長	はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定2件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、新規設定2件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長	続きまして、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。23 ページ並びに 24 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。25 ページをご覧ください。賃借料の支払いにつきましては、物納で記載のとおりでございます。26 ページから 27 ページまでに地籍図と現況写真を、28 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当地区の会長と担当推進委員とともに、5 月 7 日に行っております。なお、貸し手の方には電話により確認をしております。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、私から補足説明をいたします。5 月 7 日 9 時より、貸し手の方は欠席でした、借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の 4 名で現地調査を行いました。場所は位置図 26 ページ(場所について説明)。借り手の方は稲作・野菜の方を中心に作っておられる認定農業者の方です。今後、稲作をされるということです。問題はないと考えます。審議の方、よろしくお願いいたします。
議長	続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。
担当推進委員	特にありません。
議長	はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。
	(なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。29 ページ並びに 30 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。31 ページから 32 ページまでに地籍図と現況写真を、33 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当農業委員と担当推進委員とともに、5 月 7 日に行っております。なお、貸し手の方には前の案件と同様に電話により確認をしております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい、説明いたします。5 月 7 日午前 9 時 30 分頃より現地において確認をいたしました。担当推進委員と事務局長と私でしたが、貸し手の方、借り手の方双方欠席ということでございました。現地の方で確認をいたしました。(場所について説明)。現地は、除草もしてありますし、栗の作付けも綺麗になされておりました。現状、問題はないかと思えますけれども慎重な審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、使用貸借権の新規設定 1 件 1 筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 1 筆分についてご説明いたします。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。34 ページ並びに 35 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。36 ページから 37 ページまでに地籍図と現況写真を、38 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当地区の職務代理者と担当推進委員とともに、5 月 7 日に行っております。なお、貸し手の方には先ほどの案件と同様に電話により確認をしております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、職務代理者より補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。それでは説明いたします。5 月 7 日 9 時 10 分頃より、事務局長、担当推進委員、貸し手の方、そして私の 4 名で行っております。現地としましては、〇〇公民館前を 70 メートルくらい行ったところですかね、1 筆あるわけでございますけれども、綺麗に草刈りもしてありまして、現地としましてもすごく良いなと思いました。実がつき始めたら 7 割くらいなると言っておられましたが、大変良い栗ができるんじゃないかなと思っております。貸し手の方もこっちにいらっしゃらないわけでございますけれども、ずっと仲が良いかなと、そんな感じでございました。ぜひとも作ってくれというような事でございましたので借られたということでございます。何の問題もないということでしたので審議の程よろしくをお願いいたします。

議長	続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。
担当推進委員	ありません。
議長	はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。
	(なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 筆分については原案のとおり決定いたします。
議長	続きまして、賃借権の新規設定 1 件 2 筆分について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、賃借権の新規設定 1 件 2 筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。39 ページ並びに 40 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。41 ページをご覧ください。賃借料の支払いにつきましては、物納でご覧のとおりでございます。42 ページから 43 ページに地籍図・現況写真を、44 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、5 月 7 日に行っております。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。説明いたします。5月7日午前9時40分頃、現地において確認を行いました。(場所について説明)。2筆になっておりますけれども現状は1筆と、合わせて1筆にしてあるような状況でございます。立会いにつきましては、貸し手の方、借り手の方というふうになってございますけれども、要は親子で立会いをしていただいております。ただ、前回まで耕作者が別でしたのでこういった形で申請をしたというようなことございました。水稻の作付準備もしてございますし、特段、問題はないと思いますけれども審議の方をよろしくお願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第29号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第29号についてご説明いたします。総会資料の45ページをお開きください。議第29号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画を定めることについて、同法第19条第6項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画（案）について意見を求める。令和7年5月9日提出、山江村農業委員会会長。46ページが通知書の写し、47ページが変更申出書の写しです。地域計画内の農地を計画対象から除外するためには、地域計画を変更する必要がある、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により農業委員会の意見を聞くこととなっております。

また、後の議題にあります農業振興地域整備計画の変更に際しては、地域計画内であれば、先に地域計画から除外することが必要になります。今回は農振計画の個別見直しとなりますが、原則、年2回の県との事前協議、5月・11月に行われます。と同時期であるため、今回は地域計画と農振計画の変更を同時に進めていくこととなります。

では47ページをご覧ください。（申請内容について説明）。場所等につきましては、48ページから49ページに地籍図及び現況写真を載せております。対象農地は、農振農用地区域内にありますが、北側は民家に接し、東側は山林と接しております。また、下の田んぼとは一段高くなっており、連たんする農地の一番端にあつて、生産性の高い農地であるとは言えず、周辺の農業生産活動や農地集積等に与える影響も少ないのではないかと考えております。50ページから55ページまで今回の申出による地域計画の変更の内容を添付しております。50ページをご覧ください。今回の申し出により、山田①地域の対象面積が617㎡減少することになります。ただし、計画ではhaの表記となりますので、計画上の面積につきましては、変更はありません。あと51ページから55ページまでご覧いただきたいと思います。なお、現地調査につきましては、申請人ご夫婦、それから担当農業委員、担当推進委員とともに5月7日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終了しましたので、立会いをしました担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい。ご説明いたします。5月7日午前9時45分頃より、現地にて確認をいたしております。担当推進委員と事務局長、私と立会い、それとご夫婦で立会いをいただきまして、周辺の状況あたりの聞き取りを含めて確認をいたしております。現地につきましては、ご自宅の道を挟んだ向かい側というようなことで、49ページをご覧いただければ分かるように、家庭菜園と少しの栗を植えておられるようでございますが、なかなか手前側に水が湧くということで、他に作物を植えてもよろしくな

いというようなことでした。村民が増えるというようなこともございまして、一応問題はないというふうに捉えておりますけれども慎重な審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは、質疑・意見ないようですので農業委員会としては決定します。農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について「意見なし」とすることに、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、地域計画の変更については「意見なし」といたします。

議長

次に日程 7、議第 30 号「山江農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第 30 号について説明いたします。総会資料 56 ページをお開きください。議第 30 号「山江農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」山江農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 項の規定

により、山江村長から意見を求められたので、この計画について意見を求める。令和7年5月9日提出、山江村農業委員会会長。57ページが意見書の写し、58ページが変更協議の明細でございます。（申請内容について説明）。変更理由といたしましては、先程の地域計画の変更と同じ内容となりますので、割愛いたします。農地転用の観点としましては、申請地が「農振地域内農用地」から除外された場合、農地区分としましては、周辺は民家や山林で分断されており、「甲種農地」、「第1種農地」、「第3種農地」のいずれにも該当しない、10ha未満の小集団の生産力の低い農地の地域とみております。よって「第2種農地」に該当し、転用の見込みがあると判断しております。なお、農業振興地域整備計画の変更並びに農地転用許可基準に関する資料を別添資料として添付しております。先ほど説明しました個別見直しとかですね、別添資料に書いてありますので、後ほどご覧ください。農地区分につきましては、一番最後のページに農地転用許可基準早見表ということで、それぞれの農地の特色を書いておりますので、これに基づいて農地区分を判断しているということになりますのでよろしくお願いいたします。それではまた総会資料に戻っていただきまして、59ページから64ページに所在を表す地図及び地籍図を載せております。65ページから66ページにかけて現況写真を添付しております。申請農地の面積は617㎡であります、形は不整形で、また東側は先ほどの説明がありまいたように、山からの水が染み出ているということで、住宅用地として実際有効となるのは、500㎡未満と考えられます。残地につきましては、保安スペースとして確保するため、1筆すべてを除外されるということです。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

（なしの声）

議長

再度、農業委員の方。

会長職務代理者

よかですか。

議長

はい。〇〇委員。

会長職務代理者	山水の対策はどうしてあるんですか。
事務局長	はい。山水が湧くということで、コンクリートして池とかに変えとか、そういう形で。完全に止めることはできないだろうということで、別の用途で。排水のところもやり変えないといけない、という話は現地でしております。
議長	よろしいですか。
会長職務代理者	はい。
議長	他にございませんか。
	(なしの声)
議長	質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。議第30号「山江農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会意見検討について」異議がない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、議第30号につきましては農業委員会の意見としては、異議なしということで提出いたします。
議長	次に日程8「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いします。
事務局長	「その他」について説明。 ○ホームページ用議事録について（配布しない） ○活動記録表の徹底について ○研修班会議について（6月期総会後予定）
議長	皆さんから他にありませんでしょうか。何かありましたら総会後でも結構ですので事務局の方へお願いいたします。
議長	次に日程9「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	今後の行事について説明。

議長

それでは、日程１０「閉会」に移ります。

以上をもちまして、農業委員会５月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

令和７年５月１６日（金）午前９時５２分終了

議長_____

委員_____

委員_____